

愛西市自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 愛西市自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を協議するため、愛西市自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関して必要な審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 国又は県の行政機関の職員
- (3) 保健医療関係団体の代表者
- (4) 地域団体の代表者
- (5) 愛西市健康日本21計画推進市民部会による代表者
- (6) 愛西市役所の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長がこれを招集する。

2 委員長は、会議の議長とする。

3 委員長は、会議において必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員長は、計画の策定に関し必要な事項を調査及び協議するため、愛西市自殺対策計画策定委員会作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に部会長を置く。

3 部会長は、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会は、次に掲げる事項について調査及び協議を行い、その内容を委員長に報告する。

(1) 計画の内容に関する事項

(2) その他計画の策定に必要な事項

(庶務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、健康子ども部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月11日から施行する。

(委員会の招集に関する経過措置)

2 この告示の施行日以後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。